

利 用 上 の 注 意

- 1 統計表中の平成 31 年 1 月 1 日現在の常用労働者数は、平成 30 年 12 月末日現在の状況について調査した常用労働者数である。
- 2 平成 30 年上半期調査から常用労働者の定義を変更し、「1 か月を超える期間を定めて雇われている者」から「1 か月以上の期間を定めて雇われている者」に変更した。また、「日々又は1 か月以内の期間を定めて雇われている者で、前 2 か月それぞれ 18 日以上雇われた者」は削除した。
- 3 図及び統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入している。このため、項目の和と計の数値とは必ずしも一致しない。
- 4 前年同期差及び増減差は、表章単位の数値から算出している。
- 5 統計表中の「0.0」は、該当数値はあるが四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。
- 6 統計表中の「－」は、該当数値がないことを示す。
- 7 統計表中の「…」は、表章することが不適当な場合を示す。
- 8 本資料において、時系列の図の平成 27 年以前は、毎月勤労統計調査の不適切な事務処理を実施していたことに伴う再集計前の数値であり、平成 28 年以降とは接続しない。
また、大阪府及び奈良県における毎月勤労統計調査を担当する統計調査員による不適切な事務処理に伴う再集計も行っており、これらの再集計作業が完了次第随時公表していくこととしている。
再集計値と従来値との乖離は小さいものと見込んでいるが、再集計の結果により数値が変更する可能性があるため、再集計前の数値の取扱いにはご留意いただきたい。
再集計については以下を参照。 (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/9-23-1.html>)
- 9 元号について、平成 31 年 1 月から令和元年 6 月までの半年間を表すときは、「令和元年上半期」と表記している。
- 10 本調査は、統計法に基づき総務大臣が承認した調査計画では、調査の範囲を大分類「宿泊業，飲食サービス業」を含む 16 大産業としているが、平成 30 年調査以前は、このうち小分類「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を調査の範囲から除外していた。2019 年（令和元年）調査においては、調査計画どおり、「バー，キャバレー，ナイトクラブ」を調査の範囲に加えている。